

議案第9号

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例の制定について
大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成30年8月31日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市子育て支援館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、大網白里市子育て支援館（以下「子育て支援館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく児童の健全育成及び子育て支援の推進を図るため、子育て支援館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 子育て支援館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大網白里市子育て支援館	大網白里市上貝塚347番地

(事業)

第4条 子育て支援館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業
- (2) 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (3) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援館の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第5条 子育て支援館の開館時間は、市長が別に定める。

2 子育て支援館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用の承認）

第6条 子育て支援館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、子育て支援館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、子育て支援館の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、設備等を汚損、毀損又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他子育て支援館の管理運営上支障があると認められるとき。

（使用承認の取消し等）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、子育て支援館の使用を停止させ、若しくは使用の承認を取り消し、又は子育て支援館から退場を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請によって使用の承認を受けたとき。

(4) その他特別な事由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の停止若しくは承認の取消し又は退場により使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

（目的外使用の禁止）

第9条 使用者は、承認を受けた目的以外の目的のために子育て支援館を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、子育て支援館の使用を終了したとき又は第8条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消され、若しくは退場を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、子育て支援館の施設、設備等を汚損、毀損又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(職員)

第12条 子育て支援館に館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第4条第1号及び第3号から第5号までの規定については、平成31年4月1日から施行する。